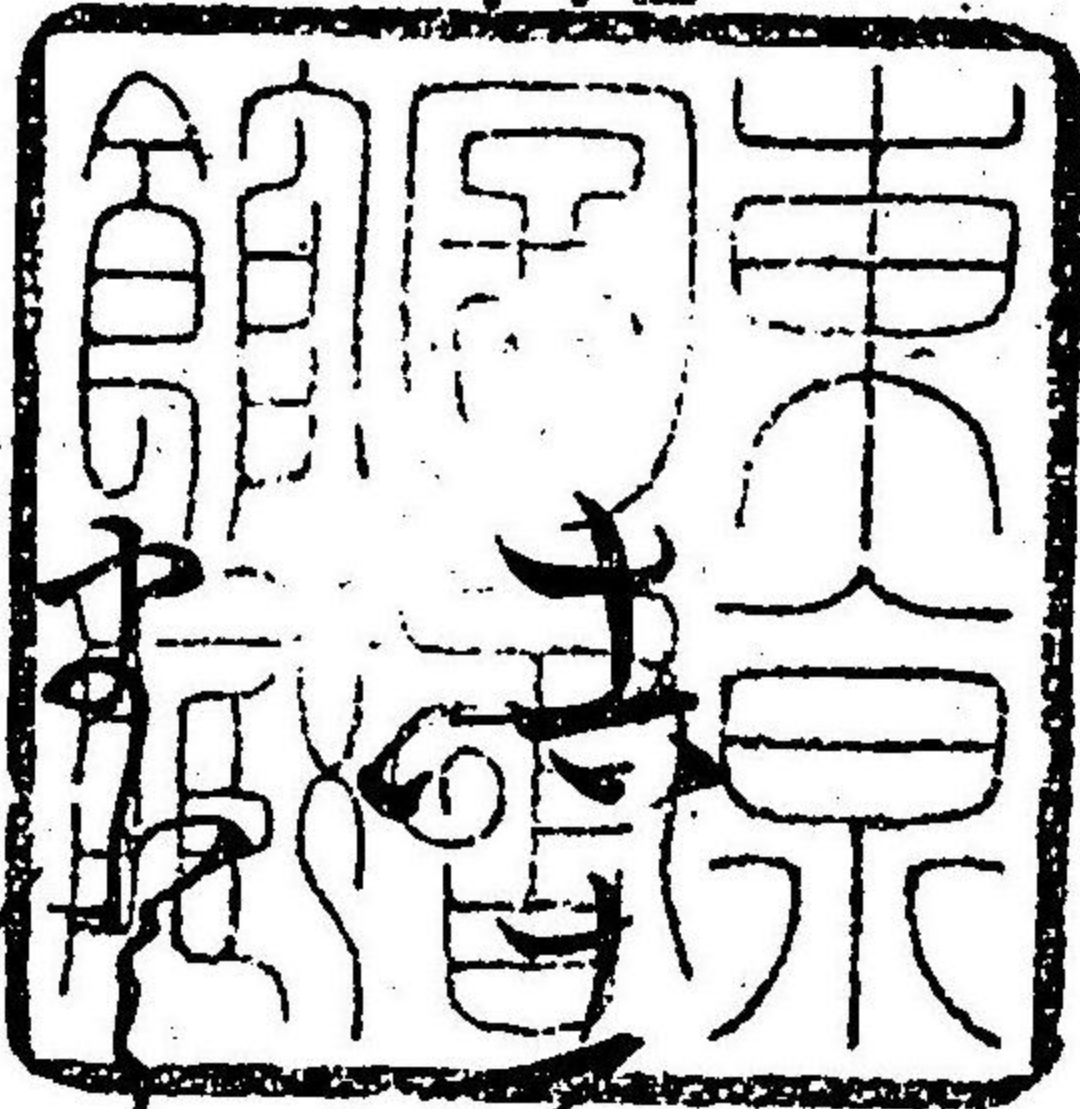


特35
771



侯野舎

と 野と 以て 不 能 是 道 和 中
の 事 山 路 示 了 野 之 終

人 能 為 之 事 亦 已 在 事 之 中 矣

大 事 也 其 事 之 所 在 亦 亦 亦 亦 亦

事 也 人 能 為 之 事 亦 已 在 事 之 中 矣

考へて一考を以てして
おぼやかしむるに備へ

明治十年一月一日

大教正本長書箱

あは書ハ吾族派の朝夕神拜畧詞記と注釋ナリ

その名の通り 教祖井上正藏翁存世間ノ神拜

式ハ既ニ成書ありて之ノ當時ハ西儒神仏混淆の世也

その何れも自然の命國風の氣を以てして其の

正儀ハ正しくありて之を以てして其の正しくあり

送原一編shimizu入る大入等shimizuは著書shimizuもshimizuより信託shimizu或shimizuは
或shimizuハ割shimizuりshimizu一或shimizuる加shimizuりshimizu一專shimizuらshimizu平田大入shimizuの毎朝神
拜shimizu祀shimizuに依shimizuひshimizuく訂正shimizuどかshimizu一shimizu段今shimizuまshimizuの教子shimizuとshimizu徳業
の爲shimizuりshimizu徳号shimizuの書業shimizuもshimizuいshimizuその信託shimizuよりshimizuしshimizuんshimizuびshimizuり
大書shimizu注shimizuと編成shimizu一又教祖shimizuの履歷shimizuとshimizu書業shimizuもshimizu一shimizuと一書shimizuの

形shimizu事shimizuと一普救shimizu活業shimizuもshimizu一神shimizuもshimizu依shimizuりshimizuてshimizuいshimizuふshimizuるshimizu一節shimizuの
志shimizuもshimizuいshimizuふshimizuるshimizu一とshimizu亦shimizuとshimizu書shimizuのshimizu名shimizuとshimizu節shimizuのshimizu業shimizuとshimizu号shimizu一
ありshimizu故shimizuもshimizu事shimizuとshimizuしshimizu普救shimizuもshimizuいshimizuふshimizuるshimizu一節shimizuのshimizu業shimizuとshimizu号shimizu一

明治十八年四月日 坂田鐵安誌

。序目 安治謹誌

朝夕神拜略詞記のゆゑよ

我皇大御國ハ神を敬ひ祖小仕ふる事いと重^{オモ}た御定めて今^{イマ}そ

乃證を擧て言しり挂^{カケ}ま^カくも畏^{カシ}た神武天皇より八十

四代の帝順徳院乃天皇比御自^{ミミツ}のら記^{シレ}させ給^{タマヒ}ひて禁秘抄^{キムヒ}

と題^{ナツ}け給^{タマヒ}へる御典の開卷第一小凡禁中作法先神事後他事^{スベテキム}

且暮敬神之獻慮無懈怠白地以神宮并内侍所方不爲御迹^{タシホ}

萬物隨出來必先被奉之云々
ヨロツクニイデクニレキカニヤツコノタマフ
と云々これ歷代乃天皇の深く

皇祖乃神を御崇敬まゝ坐を御趣なり世の諺も上は倣

ふ下と云ふをく下なるものもふて上は御掟を畏り守りその

御制度は倣ひ順ひ奉らてハ叶ふ事ありさしてこの倫言を慎みて

窺奉るにまて禁中の御作法乃御多端ある御中小何事よりとも

神事と先と成され夫より他事を行ひ給ふ御事ぞと宣へり且

暮敬神之慮慮無懈怠とい旦暮小天神地祇を御崇敬ある慮慮此

懈怠なれば御勤ある由あり白地以神宮并内侍所方不爲御迹

とはかくれ如く神祇を御崇敬ある御事ゆゑも假初も伊勢大神

宮の御方及び内侍所乃御方と大御足の方より給ふと宣へ

めて
白地といはかりその内侍所と申はる伊勢の大御神乃御靈を禁中

にも祭らせ給ふ御殿の名あり
猶此事と下に委しく天皇此大御祖乃

神と御崇敬ある御形狀これぞ窺ひ奉るべし其も只天皇御一己
の御慎信乃ふゆらば天下小有ゆる人民と眞福く平穩ふ令在
まほしと所思召に御心よりかく爲たまふ御事なり此等の深き
御謂おれ事いかに言盡まふもゆらばまほし風雅集ふ見え
たる後宇多天皇の御製小天神國つ社を齋ひてぞ我葦原
此國をまほしと詠せ給ふまほし他國のまほしとまほし言痛

まほしは爲させ給ふまほしかども只神を齋祭り給ひて天乃下此
いと能く治まらばは神の御國乃勝まらばめて上つ代いまほしと
然あるけむまほし我大日本國の人としては神を拜むまほし仕奉
はまほし上も下もわらばまほし重大事になむある是
をまほし吾襖派の教祖井上の大人も神拜乃事哉先とまほし
神拜略式を定免置き其詞を襖派の門徒等朝イ夕べ小

讀唱へ居は事なれたを今度其を諸大人等此説小隨以略注し
人々れ解易うらむるうに物へはるなり見む人々の心を得てよ

明治十八年四月

道の棊

大教 正本居 豊頼 関
權中教 正坂田 鐵安 撰

○朝夕手を洗ひ口拭きき被所大神の御前小額突
き拜み式の如く大被詞一度三種被三度唱へ竟て
額突ハ字のごとく額を下に突つくる事なり額を古

言にヌカと云へり拜むを云ふ語の義を古説小折屈
乃略詞なりと云るは信よし然るべし今世も人乃
常の立振まひを折屈れよ紀悪きかど云ふめて知る
なると平田大人いしれき大被詞三種被の事ハ別よ
説たる物あまは付て見るべし

挂卷 母畏伎被處乃四柱乃大神等乃御前尔白久過犯
種々乃罪事乎被此給比清米給止恐美恐毛白須

かく白く竟て二度拜みて手を四つ拍なす

挂卷 母畏伎とは言の葉あつけて白くも恐多きとい
ふ義なり被所四柱乃大神等とい大被詞に御名れ出
たる瀬織津比咩神速開津比咩神氣吹戸主神速佐須
良比咩神四柱なり是る世小有ゆる枉事人の身に係
りやかゝる罪穢禍事をも盡く拂ひ清め給ふ故小
御名を被所大神と稱へまはるなり其本る迹々藝命

天降あまのりまゝ、時に天皇祖神あまつひのたち高天原たかまがはらに其事を始はじ
め給たまひて葦原あしはらの中國あつちくわまで如此かくの給たまへと御教みまに
へ坐まる大被おほに神事かみこと成なす給たまふ奉たまる事なり 此事委くは
大被詞畧注
たり ふも舉
過犯年種々乃
罪事乎被此給此清米給止幣とハ
玉鉾百首に「家も身も國もけつるを穢けがれし神かみれし
坐まはゆじしき罪つみを」ともつるを穢けがれし神等かみたちの甚忌嫌いひやひ給
ふものにて災病あまのの類たぐひも是より起たる理ことありて恐おそるべき

事あるの故小人々れ過犯せる罪穢けがれを攘はらひ給ふ事
を祈いのり白しろと言ことはり何いかふ行ことを慎つとむ人ありとも自ら知し
て犯かけ事ハ無なとも心よ得え知らず過犯あやまちも事は必ず有あ
るまはれなり其その所思おもざる穢けがれ惡にくふふれ穢けがれ火ひを食くひま
た天地神あめつちのかみ隨したがはる道みちに違たがひ或ある人々物もののたゞよ善よ
うらぬ事を知らず行なひて其その心裡こころ小思こふ恨うらみを受うけて有あ
らむ事も測そからまは然されば被處まの神かみたち小日こひ々に其

過犯あやまち一被かひ給たまふ事を祈いのて白まして得知たらぬ罪つみを
も除のぞくば有あるはず但し此こを身みに行なす小屬せうじゆくたる
罪つみの議ぎを承うけ其行なすの穢けがれを被かひ清きむまバ心こゝろもま
だ浄きまる事ことに本ほんに畏おそいとも恐おそけきと須す佐さ之の男命おとこのみことの天あま
津罪つみを犯おひ給たまふ時とき八百萬やちひやくまん神等かみたち此命こゝろは千座ちざ置戸おきどを
負おせまゝ鬚ひげをきり手足てあしの爪つめを抜ぬいて被かひ行なす
其罪つみを贖あがふめはるにまゝて吾御心われのみこゝろ安やすく平なにならぬ

又御心われのみこゝろ清き々々と宣のたまへるを思おもふ一ひと然しかまバ凡人たふじんと
て其行なすの穢けがれを更さらなり心こゝろはよとらぬ事ことと得え
たらざる禍わざはひ神かみ乃すなはち曲まがる事に率まする心の穢けがれを此神こゝろ
事ことよりまゝに拂はらひ清きむまき事ことにせ此故ゆゑ小先神せうせん拜かひ
まゝに此神こゝろ等たち此御前われのみまへを恐おそ美み恐おそ美み毛も祈いの白まも義ぎなり
其恐おそみる一ひとこみと云いふ言ことを俗しよに恐おそれ多おほき事ことあり
といふ意こゝろなり

○次小天津神地津神の御前に向ひ拜み奉りて

挂卷 母畏使天津神地津神乃御前尔恐美恐毛申久天下

平加天津日嗣動無久公民安久五穀善熟里願乞事乎敏

成米志夜乃守日能守尔守幸附賜止恐美恐毛白須

かく白一竟て拜みて手拍つ事前は如く以下こ

きに倣へ

天津神地津神乃御前とハ伊勢兩宮大神と始奉りて

八百萬の神等を某々と御名ハ白さばて廣く天津神

地津神とは白まゆり天下平加とる此日本國中を静

ふ穩にあらしめ給へと申に義なり天津日嗣動無と

る畏こた天皇命の御上に御變と在せらるは御代に

繼々大君と坐すして御國を治る給ふ事成祚り奉

る由なり日嗣とは天津日大御神に大御任を受給ひ

て其大御業を嗣々に受傳へ坐天皇乃御位成申され

公民オホミタタリといハ萬民乃事オホミタタリて凡天オホミタタリの下オホミタタリに天皇オホミタタリ此オホミタタリ比類オホミタタリな
き御寶オホミタタリる萬民オホミタタリは皆オホミタタリハ大御寶オホミタタリとは申オホミタタリまをふべし百姓
と書オホミタタリてもねほとむつらと訓オホミタタリじをり然オホミタタリるにおやみる
からやいふも百姓オホミタタリといふも農人オホミタタリをうち任オホミタタリせて云ふ
言オホミタタリれ如オホミタタリくなれは謂オホミタタリゆる四民オホミタタリの中オホミタタリに殊オホミタタリは多く且上
ふく大切オホミタタリする穀物オホミタタリを作り植オホミタタリる業オホミタタリ小勞オホミタタリく可故オホミタタリなり五
穀オホミタタリといハ稻オホミタタリ麥オホミタタリ豆オホミタタリ粟オホミタタリ黍オホミタタリは作物オホミタタリなる可オホミタタリきもこの五穀オホミタタリと

云ふその世オホミタタリ小絶オホミタタリえて無オホミタタリらむといハ天オホミタタリの下オホミタタリれ人オホミタタリ乃命オホミタタリる
繼オホミタタリがこと事オホミタタリなれば雨露オホミタタリ乃御惠オホミタタリみふ其作物オホミタタリのよくみ
乃オホミタタリ多て荒オホミタタリき風洪オホミタタリれ水オホミタタリも逢オホミタタリむ豊饒オホミタタリ小富榮オホミタタリむ事オホミタタリと祚オホミタタリ
る意オホミタタリをり其穀物オホミタタリを多オホミタタリ奈都母オホミタタリ乃オホミタタリや云ふハ田オホミタタリより生オホミタタリ出
れ物の義オホミタタリして稻オホミタタリが主オホミタタリとして云へるをそれ稻オホミタタリを年
ともいふ登志オホミタタリハ田オホミタタリ寄オホミタタリの多オホミタタリ余オホミタタリを切オホミタタリめて登オホミタタリかれハ登志オホミタタリ
をいふして穀物オホミタタリを一度取收オホミタタリむを一年オホミタタリとも云ふな

是故小朝廷も祈年祭を行はせらるる事を思ふべ
し願乞事とは乞願ふ事にて移るるを古言にネギと
云へり敏成未志る其移る事と聞食受給ひて速に成就
はやうに守り給へとつゝ義なり夜乃守日能守尔守
幸賜幣とは夜となく晝となく守り給ひて恵と助
け給へと祈り奉る由なり

○次小宮中神殿の方に向ひて前此如く額突き拜み

て

挂卷母畏伎皇我大朝廷尔齋奉須賢所乃大前歴世乃天
皇命乃大御靈乃御前乎恐美恐美遥尔拜美奉留

皇我大朝廷尔齋奉須とハ天皇此座に皇居の中に
重く祭らせ給ふと申を事なり賢所とは其祭らせ給
ふ神殿の御名にて古一へより尊所恐所畏所賢所な
るとやも書き來りて尊く恐こき所といふ意の御名な

り侍所とも申に其る此御殿小内侍女官の常
に仕奉る依りて其賢所を天皇の天下知食
を神璽として天津御祖神より授け給ひ神鏡として
崇神天皇の御世に御摸一城造らせりて御正體を伊
勢皇大神宮小鎮祭と給へるも同ト御鏡を祭らせ給
へる御事をなれば則天照大御神に御靈に座すべかり
歴世乃天皇命乃大御靈乃御前とは其賢所の御内小

御代々々の天皇に御靈をも祭らせ給へまは其御前
を申し奉は事なり遙か拜美奉留とハ直ふ其御前小
出て拜み奉るに非まばかく申まかり

○次小出雲國の方小向ひ右の如く拜と奉りて

八雲立出雲國八穗米杵築乃宮鎮里座坐須大國主大
神須世理毘賣命二柱乃御前也恐美恐毛遙か拜美奉留
八雲立る彌雲立と云ふ語より出雲國といふは發語

なりハ穂米も米を杵めて築くと云挂ふる詞ありさ
て杵築宮やつふる即出雲の大社なりこれ大社よ鎮
坐ハ大國主神と申ハ速須佐之男大神の御孫よて國
處を經營給ひますと世に人乃便とたなる事哉種々始
給ひこれ御國の大國主よて出雲國よ御座きよて
天津神の御命よて皇美麻命を此大御國の大君と定
め給ひよて無窮ハ幽冥事ある者も事とはなり

ぬ是時よとぞ幽顯よて別つける玉鉾百首にハ
雲よは出雲に神を以てに思ふ大國主を人る知らば
やも是を解不出雲に神ハ杵築大社なり大國主をと
る唯ハ大國主命といふ御名を云へる此を以て非を是
ハ葦原に中都國を經營し領し座は國の主たる
神なる哉世の人々を以てに思ふぞとく尊く重き神
みて座しを其とも知らずよ居る事かと深く咎め

たる詞をきとり抑るの大神に尊き事を國土を經
營まゝ大國主と坐し故のなれば世の顯明事として
國民を治免給ふ御政の現事をくせ皇御孫命小讓り
申し給へば幽冥事として國に治亂吉凶及び人の生死
禍福をど几て誰か爲も態とも知もは行をばく神事
乃原と掌り給ふ大神小坐も故に常に禮拜し奉らばは叶
も此神ぬりさして御妻須勢理毘賣命を夫神小從給ひ

て御後乃事きこし久し補助給ふ御事なる故に此詞
ふ此比賣神に御名をも顯し白せるなり女を殊に此
神の御徳を仰ぎしつる家に在てハ能く父母事へ
嫁ぎては夫をまりを夫を死後を子に從ふといふ道
を保つるまことのふとせ

○次は當所の鎮守社乃方に向ひて右に如く拜みて
此郷乎總守給布産土乃大神乃御前乎慎美敬此夜乃守

日乃守尔守幸間給止恐美恐美拜美奉留

此郷乎總守給布とハ其地をもつて此人身をも家居をも守護給ふと云ふ事なり産土乃大神とハ古書に宇夫須那と書き又本居生土なども書きて世ハ産土神と氏神とを同ト事に思へきと素より差別ある事なり此ハ産土神とる其神の敷坐も土地ハ生出る諸人の産土乃神なる由あるハ氏神とは其氏人の祖神

をいひつゝ又其氏ハ祖神なりぬも殊ある由緒ある一家及び一族までも氏神と稱せる趣なり儲いと上代ハ國々の國造かど其領る所ハ祖神を祭る多かまば其氏祖の神をて産土神あるも多かまば故ハ世になつて氏神と産土神とハ混一ハ思ふ事と解をけむ然もあはれど中昔ハ書きてを聞るに産土神ハ對して其地ハ生る諸人を氏子と稱し氏神

小對してハ其仕ふる諸人を氏人と稱せる趣は能くこれ差別を辨ふべきなり抑神乃幽冥より人を治免給ふ事乃本る天津御祖神の詔命ふよりて杵築大社に鎮座も大國主神の無窮に統領め給ふ御業もて末々れ事る一國に國魂神一宮乃神有り一郷もる産土神氏神あまて其神たられ持分て司るもひ人民の世に在る間を更なり生を來し前も身退りて後も

わづかに治免給ふなり是故に此詞に夜乃守日乃守守幸問給止幣とけしみぬやまひて拜み奉るべき事を示せしなり

○次小竈處の神御井神の御前を合せて一所に向ひ右の如く拜して

挂卷 母畏 竈所神 御井神 止 彌奉 留 皇神等 乃 御前 乎 恐 美 恐 毛 拜 美 奉 留

竈所神御井神を別々拜む所を理かれども元より略
詞の事なれば如此二所を合せて此拜詞をかきし稱
奉留とは凡て神不白に詞を其御神徳の以みよき由
を器ふ水を十分湛たる如く白を故に云ふなり皇
神等此皇とハ神の御上を尊として申に言ぬりさして此
二所を拜む小はきてる先づ心得置べき事ハ風火金
水土の神を五元乃神とすを以て第一世よなくてあ

らぬ神等ある故伊邪那岐伊邪那美命の先お生なり
坐する神等して志那都比古神を風の御靈は坐して風
を司りたまひ火産靈神を火乃御靈お侍りて火を司
り給ひ金山毘古金山毘賣神ハ金に御靈お坐して金を
司り給ひ水波能賣神を水の御靈お坐して水を司り
給ひ埴安毘古埴安毘賣神を埴に御靈お坐して土を
司り給ふ萬物ことごとく此五元乃神の元つ御靈おも

は、事おろく此恩頼を蒙らざるものおそれば一柱毎
に拜まねばあらぬ神なきと今火の神水神乃と
を擧て拜む事とせしむ大略に志めしむり竈處神と
を火産靈神奥津比古奥津比賣神を申し奉る事めて
火産靈神をまこと御名を火之炫毘古神とも火之燒
速男神とも迦具土神とも申に奥津比古奥津比賣神
を神典に此者諸人之持伊都久竈神也と見えて竈と

る即俗ふ云ふ處つひの事おろく抑らぬ神を公家もも
御食物も預る所々に祭り給ひ諸人までも各々家
家に祭りしと諸人の持齋くと有めて知べし玉鉾
百首に竈に火のけつ忌も家内を火にさする
まば禍起るものと詠またりゆもハ大切ありて
恐れ慎むべき事なる意禍起る物とは災難凶事此起
る由なり其る火不汚あま火神御怒りまて幸へ

給ふ禍事^{わざ}はさうり起し給ふ御謂^{おんいひ}ある事をれば常^{つね}
常能^{つね}く心を用ひ火を汚さぬ様慎みて神の幸ひを乞^こ
祈^{いのち}奉るべき好^{よし}也 因ふ云ふ俗家に三寶荒神など申し
る邪説もて申をも恐まある説な御井神とはこゝに
れバ假初も思ひ混ふべうらず御井神とはこゝに
ハ井戸神と申も義もて其る水波能賣神をさし奉る
又古く御井神と申しそ所々に井を作して民の利を
なす賜へる神ありて朝廷小生井神福井神綱長井神

と祭り給へるる即ち此御井神乃御事もて此神をも
共^{とも}に仰き拜とすつる義なり是を以て火と水やの恩^{おん}
頼^{たの}を常に忘^{わす}まばしめて此神々を拜と奉るべき事なり

○次に井上神社の方小向ひ右のごやく拜みて

挂卷^{かたま}母尊^{ははのみこと}伎井上^{きいの上}神社止^{とど}彌奉^{やほう}留^る大人乃命能^{おとなのみこと}御前乎^{みまへ}慎美^{しんみ}
敬^{かしこ}比^ひ夜^よ乃^の守^{まも}日^ひ乃^の守^{まも}尔^に守^{まも}里^り幸^{さい}問^{もん}給^{たま}止^{とど}恐^{おそ}美^み恐^{おそ}毛^も拜^{まを}美^み奉^{ほう}留^る
言^{こと}別^{べつ}氏^し吾^{われ}禊^け乃^の教^{しる}尔^に勤^{こま}美^み仕^{つか}奉^{ほう}志^し大人等^{おとなら}乃^の靈^{たま}乃^の御前乎^{みまへ}恐^{おそ}

美恐毛拜美奉留

井上神社とは井上正鐵大人の靈を鎮め祭りたる社
なり大人の傳を眞傳記にも見えたるを傳へて己の聞
及へる事どもをも取合せてこれ大略を記さむり清
和天皇より出たる源氏の一流より遠祖る上野國新
田支流里見大郎義俊の孫鳥山三郎時成七世の孫修
理亮時盛永享十二年七月下總國結城の戦ふ討死し

其男鳥山新三郎時房上總國安藤村に遁れ住むる故
安藤を稱號とし其後安藤左京亮時宗ハ里見刑部大
輔義堯同左馬頭義弘同義豊に歷仕し其孫安藤七九
郎時則の世に里見家坐事封を除かる是に依て房州
某郡龍田村に蟄居る然るに安藤源五右衛門教風元
禄年中秋元但馬守喬房君に召出され領地乃代官た
るの淺野内匠頭長矩乃家士木村岡右衛門の娘に

娶て安藤直左衛門教典を産む教典の子を安藤市郎
左衛門真鐵と云ふ是大人の父主なり男子三人女子
一人あり長男を安藤一郎教一と云ひ次を女子
ふて秋元常藏の妻となる次ハ正鐵大人をて寛政二
戊辰年八月四日江戸濱町秋元家乃屋敷にて生を給へ
と次を立志と云ひ高橋源五右衛門の養子となる母
乃自ら松平壹岐守家士井出久兵衛に女なり夫人の

童名を喜三郎と申せり同十二年に母方の縁より
て富田惣次乃養子となを給へるが此時より富田家
の本姓ふ復し姓を井上と改らきたるかくて思ふに
旨や有るむ其家退きて生家へ歸られたりさきと
姓を其まゝ井上と名告るより文化五年十九歳よ
して武者修行ふ志し父の許を得て出立たし或時
甲斐國甲府に遊び田中村に住める磯野弘道の門人

となり醫術をよめび給ひき又伊勢國よて水野南北
大人よ會て教をうけ給ひもけら修身に學ぶ心をい
きて晝夜といをも勤給つるやぞ
是を問答書ふも其
時の事自らある
給つるを委し
はこゝふ載せは 其後江戸に歸らきて四ッ谷新宿
乃あゝとある鳴子村淀橋の邊に寓り又兩國橋に邊
若松町に移住し醫のこゝに居てかゝるをいひし傍ら
真道と人に語りをもとまされて在り文政十年七月に

父真鐵翁身退られぬ大人三十八歳の時なり然るに
父ぬし身退たまふ先ざらて大人に遺訓せらま
其御言ふ「汝神道を能明らる能學びて家を治えよ又
此道を受學せんと爲る人あらば懇切に傳へよ家の
主斯道を知らば家内安く國の主斯道ならば國內
の民安らむあまを神道の御教貴むべし仰ぐを
是即て天津磐境に本津法なり若此志を失ひかを錦

を著て高位高官に昇るとも不孝此罪甚大也又我
心と繼て國家の爲小功と立なき其身ハ〜や野山
に屍曝とせし我子孫あり」とかく申して教へ給ひぬ
其後天保元年故あきて暫らく深川藪の内なる杉山
治郎兵衛方外寓給ふ上總國久留里城主黒田家の家
士安西常助乃三女系子を娶る時は四十一歳を過ぎ
然るに系子の大人は仕ふる風す〜出入人は對る體

優美しく道の志太く嚴め〜丈夫の心を得ぬりと
て名を男也と改めらるる同年中橋檜物町に移住せり
其頃名を井上東圓と稱玉つり 東圓とは水野南北大
人の稱をらま〜名を
つと同五年四十五歳よりて上京し白川伯王殿の御
門内入り神祇の大道を得給つ〜かくて先は父ぬ
れ遺訓あり〜事城志を給ふ日夜となく勤〜み給
ひ江戸に歸らきて専ら其教ごや城布施し給ふり野

澤主馬三浦隼人長沼澤右衛門村田善彌等門小入り
ぬ同十一年四月武藏國足立郡千住在梅田村神明宮
の神職となり井上式部と改稱し給ひ日々神前より奉
仕して祓を唱へ天下泰平萬民安穩を祈り神道の教
を講じ給ひ一時小諸國より聞傳へて参り合ひ教を
受るもの多く同十二年頃より多りては松平紀伊
守殿松平和泉守殿三宅土佐守殿及加藤勇司樺澤岡

右衛門栖原庄助池田小兵衛四方傳七を初め老若参
集て教導小歸向せる故より中より松平伯耆守殿九
鬼式部少輔殿まゝ杉山秀三伊藤祐像村越守一坂田
正安村越正久村越鐵久安西一方 鐵安等入門し
て惟神の大道を慕ひ一同力を盡し教導大小隆盛小
かゝるぬに天保十二年十一月二十四日寺社奉行
稻葉丹後守殿より召出され教示次第を被尋調中

揚屋入申付らまたり哀れ惜くも隼人る同年十二月
廿二日獄中よまかなく身死らむる時小五十餘歳
なること云ふ妻米女を鴻巢在に蟄居て後木下川村にて
死去ぬ同十三年二月十六日寺社奉行阿部伊勢守殿
より大略乃申口たちしに依て歸村村預けの命あり
かくて御不審の廉々書記し上申べしとの事歟とし
らば神道唯一問答書二卷を奉り御疑惑を氷解たり

是より猶教示し給ふこと舊のおしくなるとに浮説
區々小種々の毒言を流布を者らるより同年十一月
廿八日再寺社奉行の御尋問を蒙り揚屋入とあり其
教旨異流と裁定らる遂小十四年二月九日戸田米女
正殿より遠流の言渡をうけ五月二十九日三宅島へ
船出し給ふ然る小其揚屋に在し時父正安より傳
手をもとめ手簡を尋ね申しに猛く雄々たる御

言りて教遣一給へ其文曰 此間を御書面下され
仰付らま候事斯道小志を立候て七年以前よりか
る事此あるは覺悟いたし候事小候へども淺ま
今更に驚ぬる心こそかななりける法華の祖師日
蓮ハ遠島に逢事二度首の座に着事一度釵難二度少
難數知まばと聞く又諸法を弘むるもの遠島乃難
逢ざるはあらばとに申も恐多けまど神君を天
下萬民のために九死を出て一生を得ること十八度
と仰られ給ふと承る然れを我等ごととたり此天照大
御神乃御法神國に神道の爲に身を捨妻子を捨天下
泰平國土安全萬民安穩乃ため東照神君の御徳を仰
まき奉り上下安らむ事以願ひ参らまは命惜
まに神明小仕奉らむ事以とあまがたき事ならまや

此願成就ハ我願ひふあらば神明の誓なれば必ぞ
成就の時あらざらむや日月を地に落ち大山ハ崩て
海に入り沼と成とも此神の誓ひは違ふ事あるべ
らず古歌小風を息虚空ハ心日はまあと海山ありて
我身なまけり猶申入度事御座候へどかくて彼島
もまゝく申述を候〇とぞ在りけるかくて彼島
坐まゝて島人をも教へ導き江戸小遺さま門人等
へ便りて時々書りて道の意を補助給へ事等ハ
書盡まべくもあらねばなる洩しつ凡て此島小

在事六年めして終り嘉永二年二月十八日ゆくと

なくも御病小かゝり歿給ひしる飽を悲しむ事みせ
在るきて其後明治二年二月九日免罪の命ありけ
まば三宅島なる墓所を掘反して御骨を迎へ奉り梅
田村なる墓に葬め參らせ同十二年我の教子等諸の
政府小願申し同年十二月十二日御許可ありて
東京下谷西町小井上神社と齋奉り吾袂教の守神と
百年も千年も繼々に其御徳を仰ぎて奉仕るべき事

といひぬ是を以て吾教徒ら誰一人も朝な夕な
拜み奉るべき理なりゆゑ辭別云々乃詞る大人の
御父母及高弟の諸氏ハ誰も皆此道に勤し免る乃そ
か種々凶事小さへ遇ひしを年久しく耐忍び御教
言を受繼傳へ來し今に今に御代小かく明らかり
此事乃行をなれば其謂とも辨へて大人の御父
母の御靈を初め高弟乃靈を一祠小合せ祭りて祖靈

社と稱し拜み仕ふるに由れし後世の教子等が心得
なればかく記し事なり

○次小先祖代々の靈屋に向ひ拜みて

遠都祖乃神靈代代乃祖等親族乃靈等乃御前乎慎美敬

比家身毛枉事在志米夜乃守日乃守里守幸間給止恐

美恐毛拜美奉留

遠都祖とい其家第一の先祖を云ぬり代々乃祖等と

る大先祖より次々代々乃事云ふ今の言ふオヤと

云ふハ我を生きたる兩親をうを云ふと心得居

まじと上代る祖父母より以前めてもとなオヤといふ

なり子といふも今る息子息女をのみ云ふなれど幾

世先までも其血筋たるものを子といひて共よ最

たしき古へ乃例なり親族とは遠祖より次々代々の

兄弟たち又母方のちうた親類たちをも云ふ慎美敬

此とは前小擧たる靈等此鎮り坐に靈屋の前に丁寧
小平伏て申事なり家毛身毛枉事在受米とハ家小係
くる諸の災難凶事身に付たる病難ける過ち等のな
きやうに夜乃守日此守小守り給一と云ふ意なり守
幸開給止幣とは朝夕よ祈と奉る心を聞一召て幸福を
給もる屋うにと云ふ事なり凡そ人の幸福といふる
無病長壽ありて家内睦一々家業を勤るが何より此

事よて扱らく先祖を祭るに付てハ先第一小心得居
ら祐をぬらぬ事ハ人此靈魂の事よて其を千代常磐
小盡る事なく消る事ぬく墓所よとあれ靈屋ももら
き其祭る所よと知らぬ留り居る事なふる顯幽の隔
あれハ此方よりハ其形を見る事るふあきと時とし
てる形とも現一ゆと夢などん誨言などもつる故其
理をよくり辨て常に形を見むやても消てな物ぞ

なご思ふべうらば先祖代々も云ふも夏あり家に付
たる靈魂を殊に貴に敬ひ朝夕油断なく懇切に拜禮
し仕奉るべき事をして其を神代より既に御定ある事
を儒佛などの事に迷ひて神國の祭を粗略ふ成來
しハ歎けしき事あり其祭りれ古しつ乃御儀式など
の事を中々に書盡まづくもあらばあゝはいと
に扱まゝ玉銚百首ふ世々此祖の御うげ忘るな代々

乃ねやハ己が氏神己が家の神とあまて世々れあや
る則先祖代々やいふ事をして其代々乃先祖ハ我家の
氏神ぞといふ義をり各々かく生を出て士農工商を
の程々に家業のあまて世を安く渡るは皆それ先祖
れ御うげゆゑ一日片時も忘るまど之朝夕怠らば孝
養を盡せよとあり又同ト百首に「父母を我家の神と
し神と心はくしていけけ人の子ともあり此歌の心

乃子たる者れ爲は父母を我家の現在に神奉
るぞこの家の我神と仰ぎ奉りて力の及ふ限り心乃
至るかたて忠やうに齋き敬ひ奉ると云ふ意ありさ
まバ此心をも以て現在の親ハ更なり先祖代々の
御靈をも朝ふ夕な心ふうけて拜み仕へ奉るぞ神國
の人乃道ふハ有ける

我教の道をも神と敬ひ若と慕ひまはす

さらなり親よりはる妻より慕ひまはす

人々も眞実を以て身もまはり家と治る

存命を以て忠勤を以て心もまはり

世にまはり人の心を以て奉る

海の真ん中に船を〜
 海道の繁を極むるは〜
 まくら橋本の形をわが橋の如く〜
 舟に上りて海を渡るは〜

舟に上りて海を渡るは〜
 舟に上りて海を渡るは〜
 舟に上りて海を渡るは〜
 舟に上りて海を渡るは〜

明治十八年四月一日
 坂田安治藏

明治十八年四月十日版權免許
全年出版

神道禊教本院藏




本院教長

著者 權中教正坂田鐵安

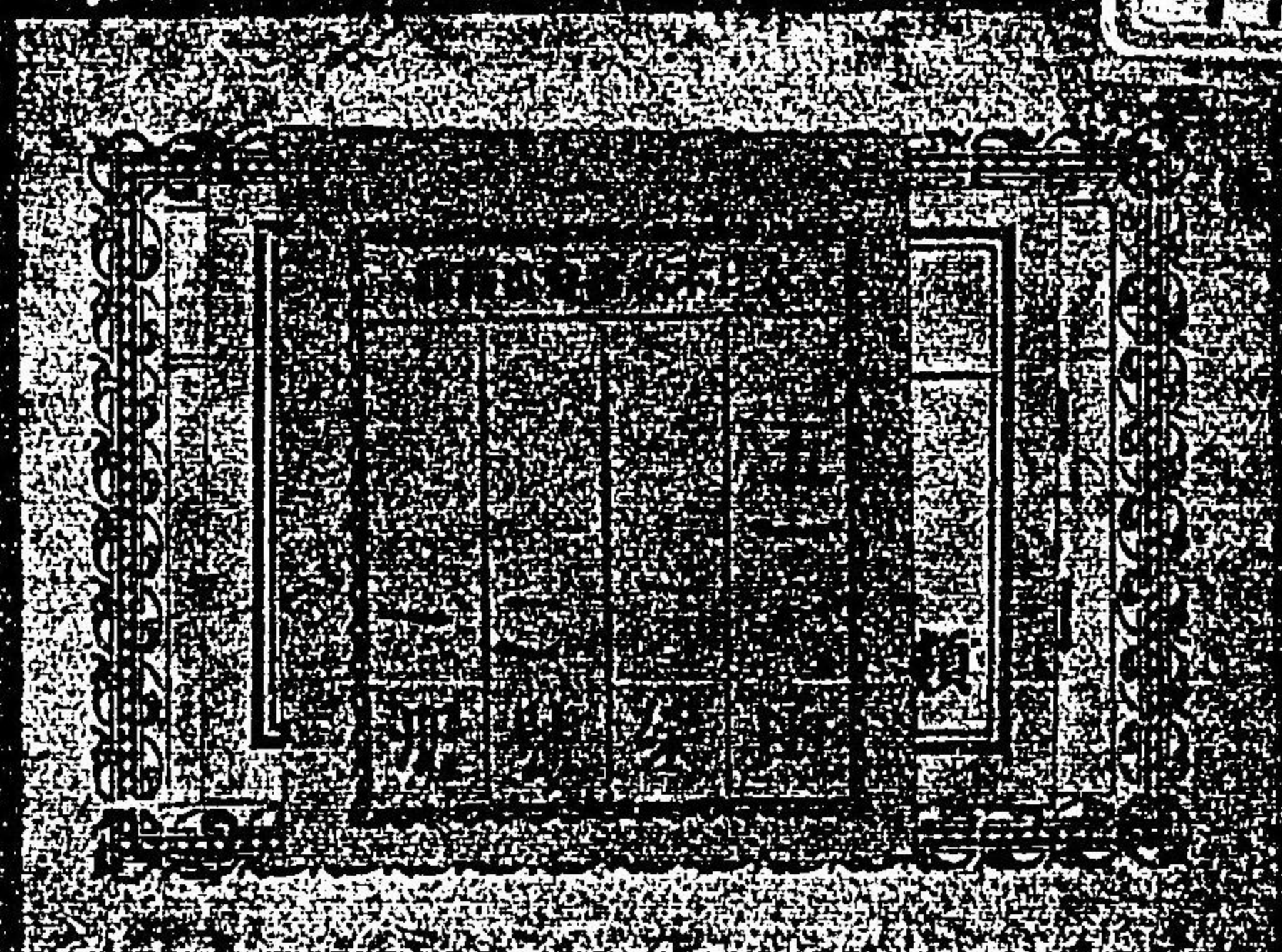
東京下谷區西町二番地

定價三拾錢

22
1
65



特35
771



014651-000-3

特35-771

道廼葉

坂田 鉄安/著

M18

ABB-1083

